

京都市建築基準法施行細則及び京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年8月7日

京都市長 門川大作

京都市規則第35号

京都市建築基準法施行細則及び京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(京都市建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「又は」を「,」に改め、「第4条ただし書」の右に「又は京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）京都駅東南部等文化芸術まちづくり推進地区建築条例（以下「文化芸術地区条例」という。）第4条第3項」を加え、同項第10号中「又は」を「,」に改め、「第4条第2項括弧書き」の右に「又は文化芸術地区条例第3条第3号ク」を加える。

第32条中「らくなん進都条例」の右に「, 文化芸術地区条例」を加える。

別表第2 2の項中「事業の種類」の右に「及び内容」を加える。

(京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1号ミの次に次のように加える。

ム 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）京都駅東南部等文化芸術まちづくり推進地区建築条例（以下「文化芸術地区条例」という。）第4条第3項第3条第2号への次に次のように加える。

ホ 文化芸術地区条例第3条第3号ク

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)